北海道警察HP及び札幌運転免許試験場の情報をもとに作成

Q 外国の運転免許証を持っています。北海道で日本の運転免許証に切り替えることはできますか？

A

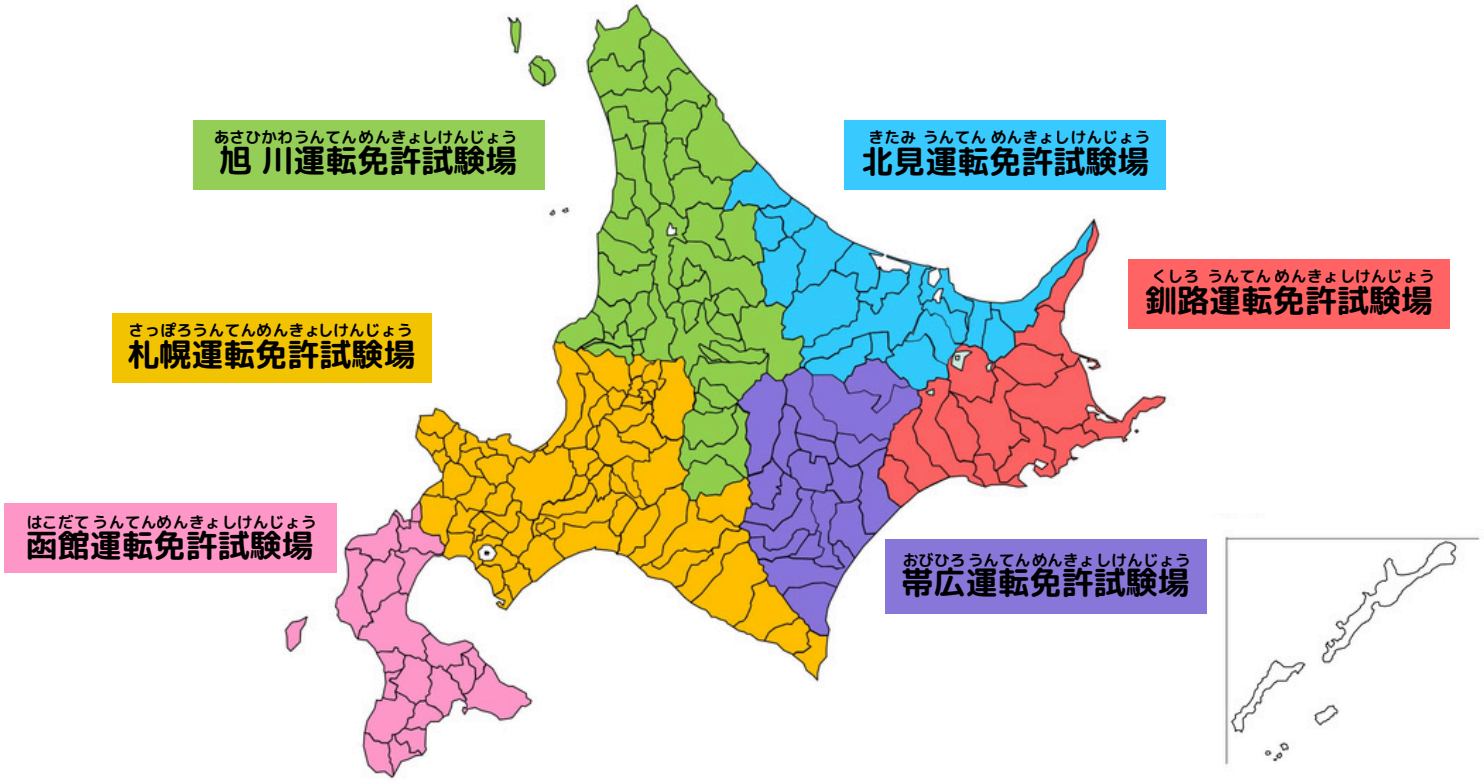
以下の要件を満たしていれば、北海道で日本の運転免許証に切り替えることができます。

1. 北海道の市区町村に住民登録していること。
2. 外国で運転免許証を取得してから当該国・地域に通算３か月以上の滞在実績があり、その証明ができること。
3. 外国の運転免許証が有効な免許証であること。

外国の運転免許証を日本の運転免許証に切り替える手続きについて

申請を行う場所について

外国の運転免許から日本の運転免許への切替えは、住民登録している住所地を管轄する運転免許試験場で申請する必要があります。北海道には、札幌市、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市に運転免許試験場があります。どの運転免許試験場が自分の住所地を管轄しているかは、以下の地図及び別紙の市町村一覧で確認してください。





各運転免許試験場の管轄となっている市町村の一覧については、別紙をご確認ください。

https://www.hiecc.or.jp/soudan/upload/file/newinfo/file4_jp_1783387420.pdf

申請の流れについて

外国の運転免許から日本の運転免許への切り替えを申請する際に必要となる手続きは、外国の運転免許証の発行国・地域が非免除国・地域、免除国・地域（技能のみ免除）、免除国・地域（知識の確認及び技能の免除）かによって異なります。詳細は以下の図をご確認ください。

全ての手続きは、運転免許試験場に来場して行う必要があります。来場が必要になる回数、所要時間等は運転免許試験場によって異なりますので、詳しくは管轄の運転免許試験場に直接ご確認ください。

※注意１

A）免除国・地域（知識の確認及び技能の免除）の運転 免許証を切り替える場合

知識の確認及び技能の確認が免除される国と地域：アイスランド・アイルランド・イギリス・イタリア・オーストラリア・オーストリア・オランダ・カナダ・韓国・ギリシャ・スイス・スウェーデン・スペイン・スロベニア・チェコ・デンマーク・ドイツ・ニュージーランド・ノルウェー・ハンガリー・フィンランド・フランス・ベルギー・ポーランド・ポルトガル・モナコ・ルクセンブルク・アメリカ合衆国（オハイオ州、オレゴン州、コロラド州、バージニア州、ハワイ州、メリーランド州及びワシントン州に限る。）・台湾

書類審査 → 運転 免許証の交付手続き

B）免除国・地域（技能のみ免除）の運転 免許証を切り替える場合

技能の確認のみ免除される国と地域：アメリカ合衆国（インディアナ州）

書類審査 → 知識の確認試験 → 運転 免許証の交付手続き

C）非免除国・地域の運転 免許証を切り替える場合

書類審査 → 知識の確認試験 → 技能試験 → 運転免許証の交付手続き

※注意１

手続きを始めてから実際に運転 免許証の交付を受けるまで数カ月の期間を要する場合もありますので、余裕を持って申請しましょう。

国際運転 免許証の有効期限が切れてしまう等の事情があったとしても、手続きを早めたりすることはできませんのでご注意ください。

審査及び試験の詳細について

書類審査

運転免許試験場にて全ての必要書類を提出します。手続きは日本語でのみ行われるので、日本語でコミュニケーションが取れない場合は、通訳できる人に同行してもらう必要があります。当センターでの電話通訳が可能な場合もあります。

書類審査に合格することができれば、次の手続きに進むことができます。なお、当日必要な書類が全て揃っていない場合は、改めて予約をして不足している書類を提出することになります。

提出する必要がある基本的な書類は以下の通りです。なお、外国の運転免許証の発給国・地域により、追加書類が必要になる場合がありますので、申請する予定の運転免許試験場に必ず確認しましょう。

1. 有効な外国の運転免許証（＋該当する場合、過去の有効期限切れの運転免許証）
2. 運転免許証を日本語に翻訳した翻訳文（JAF（日本自動車連盟）にて翻訳依頼可能）
3. パスポート（＋該当する場合、過去の期限切れのパスポート）
4. 在留カード
5. 国籍及び在留資格の情報が記載された住民票
6. 運転免許証を発行した国・地域の運転免許経歴証明書（適宜）
7. 外国の運転免許証の初取得日以降に、当該国・地域に通算３カ月以上滞在していた期間が明確に証明できる書類　※注意2

 例：・出入国記録　・運転免許証の当該国・地域の出入国証印が押されているパスポート
 ・学校が発行した在籍証明書　・会社が発行した就労証明書　等
8. 印鑑（サインも可能）
9. 縦3.0センチ×横2.4センチ、撮影後６か月以内の写真（運転免許試験場での撮影も可能）
10. 試験手数料と運転免許証の交付手数料分の収入印紙（収入印紙は運転免許試験場で購入可能）

※注意2

なお、現在保持している運転免許証に初取得日が記載されていない場合は、初めて取得した運転免許証の原本、あるいは初取得日が記載されている運転免許経歴証明書等の書類も必要になります。

初取得日が記載されている書類が準備できない場合は、現在保持している運転免許証に記載されている取得日以降に当該国・地域に３カ月以上滞在したことを証明する書類を提出することになる。

外国の運転免許証の発給国・地域により、追加書類が必要になる場合があります。詳細については、警視庁のホームページの情報をご確認ください。

外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切り替えるには（英語・日本語）
www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/menkyo/kokugai/kokugai05.html



知識の確認試験

知識の確認試験では**50問の問題**が出題され、**30分の受験時間**が与えられます。50問中**45問以上正解することで合格**できます。この試験は、日本語以外にも、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、ミャンマー語、インドネシア語、スペイン語等を含む20か国語で受験することができます。
知識の確認試験に合格すると、次の手続きに進むことができます。なお、不合格となった場合は、別日に再受験する必要があります。

技能試験

技能試験を受ける前に運転の練習を希望する場合は、届出自動車教習所の教習所指導員の指導のもと、**運転免許試験場のコースにて運転の練習**をすることができます。住居地にある届出自動車教習所については、運転免許試験場にご確認ください。なお、運転の練習には別途料金がかかりますので、詳細については、利用する予定の届出自動車教習所に直接お問い合わせください。

技能試験は運転免許試験場のコースにて行われます。**試験は日本語のみ**となり、通訳者の同行等は認められません。技能試験に合格すると、次の手続きに進むことができます。なお、不合格となった場合は、別日に再受験する必要があります。

※注意

知識の確認試験に合格してから**6カ月以内**に、**技能試験に合格する必要**があります。6カ月以内に合格できなかった場合は、知識の確認試験から改めて試験を受けることになります。また、いずれかの試験に不合格となり、受験を申請する度に試験手数料がかかりますので、ご注意ください。

手数料について

外国の運転免許を日本の運転免許に切り替える際、免除国・地域（知識の確認及び技能の免除）の方の場合は**運転免許証の交付手数料**、免除国・地域（技能のみ免除）及び非免除国・地域の方は**試験手数料**と**運転免許証の交付手数料**がかかります。手数料は収入印紙での支払いになりますので、郵便局等で事前に購入するか、運転免許試験場で購入することができます。
手数料は申請している運転免許証の種類により異なりますので、申請する際に運転免許試験場にてご確認ください。(例：普通免許試験手数料2,500円、交付手数料2,350円)

各手続の予約について

外国の運転免許から日本の運転免許への切り替えの申請を始めるには、管轄の運転免許試験場に電話予約をする必要があります。なお、日本語対応のみになりますので、ご自身で予約できない場合は、日本語ができる知り合い等に代理予約を依頼するか、北海道外国人相談センターにご相談ください。
基本的に、各手続を行うためには事前予約が必要です。1回目の予約日は、書類審査と適性試験（視力検査や身体機能など）のみ行われます。試験等の予約は、書類審査に合格した後に調整することになります。

※必要書類が揃い次第、1回目の予約が可能となります。
※混み具合によっては、直ぐに予約ができない可能性があります。

予約をする際は、以下の1）及び2）の情報を運転免許試験場に伝える必要があります。なお、北海道外国人相談センターによる代理予約を希望する場合は、以下の情報1）、2）、3）を共有して頂く必要があります。

1）個人情報

1. 名前（フルネーム）、発音とカタカナ表記
2. 在留資格、在留カードの有効期限
3. 国籍
4. 生年月日
5. 性別
6. 住民登録している日本の住所
7. 電話番号（あれば）
8. パスポートの発行日と発行国・地域
9. パスポートの入国・出国スタンプの情報
10. 日本への入国日

2）運転免許証関連

1. 運転免許証の情報（発行日、期限、発行国・地域、種類、最終更新日）
2. 外国の運転免許証の初取得日以降に、当該国・地域に3カ月以上滞在したことが証明できる書類として提出する予定の書類
3. 国際運転免許証がある場合：国際運転免許証の発行日
4. 日本の運転免許証を取得したことがある場合は：取得した回数、各免許証の発行日
5. 筆記試験の希望言語
6. 申請したい運転免許証種類（普通免許、オートマ等）

3）その他

1. 準備した必要書類の写し（PDF, PNG等）
2. 日本語能力（日本語ができない場合は、通訳として同行できる人がいるか否か）
3. 予約を希望する日時（都合のいい曜日、都合のいい時間帯について）
4. 個人情報を運転免許試験場に提供することへの承諾

お問合せ先について

外免切り替えの手続きについて分からないことがある場合は、管轄の運転免許試験場にお問合せください。なお、日本語での問い合わせが難しい場合は、当センターにご相談ください。



この情報は2026年1月に作成されました。免除国・地域、手続きの流れ、試験の内容、手数料等が変更になる場合があります。手続を始める前に必ず内容を再確認しましょう。

www.hiecc.or.jp/soudan www.facebook.com/hiecc.support E-MAIL: support@hiecc.or.jp TEL: 011-200-9595 FAX: 011-221-7845